

## 島根大学附属図書館利用細則

(平成28年島大細則第8号)

(平成28年3月15日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、島根大学附属図書館規則(平成28年島大規則第20号)第11条の規定に基づき、島根大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用に関し必要な事項を定める。

(図書館資料)

第2条 利用することができる図書館資料(以下「資料」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 図書
- 二 逐次刊行物
- 三 視聴覚資料
- 四 電子的資料
- 五 その他の資料

(利用者)

第3条 図書館を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 島根大学(以下「本学」という。)の役員、職員及び嘱託講師等職員に準ずる者(以下「役職員等」という。)
- 二 本学の学生(鳥取大学大学院連合農学研究科(以下「連合農学研究科」という。)の学生を含む。)及び科目等履修生等学生に準ずる者(以下「学生等」という。)
- 三 本学の名誉教授及び本学を定年により退職した者
- 四 本学の市民パスポート会員
- 五 図書館の利用を申し出た学外者

(利用区分)

第4条 図書館の利用区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 館内閲覧
- 二 館外貸出
- 三 参考調査
- 四 文献複写
- 五 相互利用
- 六 施設、機器等の利用

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。

一 図書館本館（以下「本館」という。）にあつては、夏季、冬季及び春季休業期間の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）

二 医学図書館にあつては、8月及び3月の日曜日、土曜日及び休日

三 12月28日から翌年1月3日まで

四 夏季一斉休業期間（8月13日から8月15日まで）の日曜日及び土曜日以外の日

2 前項に定めるもののほか、本館にあつては附属図書館長、医学図書館にあつては医学図書館長（以下「館長等」という。）が必要と認めるときは、臨時に休館することができる。

（開館時間）

第6条 開館日における閲覧及び利用の時間は、別表1のとおりとする。

2 館長等は、必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（図書館利用証及び入館手続）

第7条 利用者は、利用登録を行い、館長等の許可を受け、図書館を利用するための図書館利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学の役員及び職員にあつては「職員証」を、本学の学生（連合農学研究科の学生を除く。）にあつては「学生証」を、本学の市民パスポート会員にあつては会員証をもって利用証とする。

3 利用者は、館内では利用証を常に携帯し、図書館の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

4 利用証の交付の手続については、別に定める。

5 利用者は、利用証又は所定の手続により、入館するものとする。ただし、試験期間中において閲覧室等が混雑し、教育研究に支障をきたすおそれがある場合等においては、館長等は、入館を制限することができる。

6 利用証の有効期限は、別表1の2のとおりとする。

（館内閲覧）

第8条 利用者は、次の各号に掲げる場合を除き、資料を館内で自由に閲覧することができる。

一 閉架書庫にある資料

二 館長等が指定する資料

2 前項第1号及び第2号の資料の閲覧は、別に定める。

（閲覧の制限）

第9条 次の各号に掲げる場合においては閲覧を制限することができる。

一 資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分。

二 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間。

三 資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合。

(館外貸出)

第10条 利用者は、資料の貸出しを受けようとするときは、所定の手続をとらなければならない。

2 貸出しを受けた資料(以下「貸出資料」という。)は、利用者がその保管の責任を負うものとし、他人に転貸してはならない。

3 資料の貸出冊数及び貸出期間は別表2、館外貸出禁止資料は別表3のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、第3条第4号及び第5号に掲げる者については、第3条第1号から第3号に掲げる者の利用に支障がない場合に限り、館外貸出を許可するものとする。

5 館長等は、必要と認めるときは、第3項の規定にかかわらず、貸出冊数及び貸出期間を変更することができる。

(返却)

第11条 館外貸出を受けた者は、貸出資料を所定の期日までに返却しなければならない。

2 貸出しを受ける資格を失った者は、直ちに貸出資料を返却しなければならない。

3 館長等は、必要と認めるときは、貸出期間中であっても貸出資料の返却を求めることができる。

(研究用貸出)

第12条 本学の教育職員又は講座等は、教育・研究上必要とする場合に、所定の手続を経て資料を借り受け、研究室等に備え付けることができる。

(参考調査)

第13条 利用者は、教育・研究又は学習(以下「教育・研究等」という。)のため必要があるときは、所定の手続を経て、参考となる文献の情報提供及び関係文献の調査を依頼することができる。

(文献複写)

第14条 利用者は、教育・研究等のため必要がある場合は、所定の手続を経て、資料の複写を依頼することができる。

2 学内の部局等の依頼に基づき予算を振替えるもの以外の複写等の申込手続、料金等に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

3 複写に係る著作権についての責任は、これを依頼した者が負うものとする。

(相互利用)

第15条 利用者のうち第3条第1号から第3号に掲げる者は、教育・研究等のため必要がある場合は、所定の手続により、他の大学図書館等が所蔵する資料の閲覧、複写及び

借用等を依頼することができる。

- 2 他の大学図書館等から、資料の複写その他の利用の依頼があったときは、学内の利用に支障のない範囲内でこれに応ずることができる。

(経費の負担)

- 第16条 第13条から前条までの規則による参考調査、文献複写又は相互利用に伴う経費は、依頼者の負担によるものとする。

(施設及び機器等の利用)

- 第17条 利用者は、施設及び機器等の利用にあつては、善良な管理に努めなければならない。

(弁償責任)

- 第18条 利用者は、資料を紛失、汚損又は破損したとき、又は施設及び機器等をき損したときは、直ちに館長等に届け出なければならない。

- 2 館長等は、紛失、汚損、破損、又はき損した者に対し、弁償を求めることができる。

(規則等の遵守)

- 第19条 利用者は、この細則及び館長等が定める要項等を遵守し、館長等の指示に従わなければならない。

- 2 館長等は、利用者が前項に違反したときは、一定期間、図書館の利用を停止させることができる。

(雑則)

- 第20条 資料を利用者の閲覧に供するため、資料の目録及びこの細則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

- 第21条 この細則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、図書館運営会議の議を経て、附属図書館長が定めるものとする。ただし、医学図書館にあつては医学図書館運営会議の議を経て、医学図書館長が別に定め、附属図書館長に報告するものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 島根大学学術情報機構附属図書館利用細則（平成25年島大細則第11号）は廃止する。

別表1（第6条関係） 開館時間

## 本館

区 分		開館時間
平日（日曜日，土曜日及び休日以外の日をいう。以下同じ。）	夏季，冬季及び春季休業期間以外	8時30分～21時30分
	夏季，冬季及び春季休業期間	9時00分～17時00分
日曜日，土曜日及び休日	夏季，冬季及び春季休業期間以外	10時00分～17時30分

## 医学図書館

区 分		開館時間
平日	8月及び3月以外	9時00分～20時00分
	8月及び3月	9時00分～17時00分
日曜日，土曜日及び休日	8月及び3月以外	10時00分～16時00分

別表1の2（第7条関係） 利用証の有効期限

区 分	有効期限
本学の役職員等，本学の学生等， 本学の市民パスポート会員	職員証，学生証，会員証又は受入許可書等の有効期限
本学の名誉教授	発行日から5年
本学を定年により退職した者， 図書館の利用を申し出た学外者	発行日から1年

別表2（第10条関係） 貸出冊数及び貸出期間

本館

区 分	貸出冊数	貸出期間
本学の役職員等，本学の学生等のうち大学院学生及び連合農学研究科学生，本学の名誉教授	15冊以内	14日以内
本学の学生等（大学院学生及び連合農学研究科学生を除く。），本学を定年により退職した者	10冊以内	
島根県立大学及び松江工業高等専門学校教職員及び学生，本学の市民パスポート会員	5冊以内	
図書館の利用を申し出た学外者	3冊以内	

\*幅又は帙を成す資料については，1幅又は1帙をもって1冊とする。

医学図書館

区 分	貸出冊数	貸出期間
本学の役職員等，本学の学生等，本学の名誉教授，本学を定年により退職した者	10冊以内（逐次刊行物を含む。ただし，新着を除く。）	7日以内
		2日以内（逐次刊行物ただし，新着を除く。）
本学の市民パスポート会員，図書館の利用を申し出た学外者	5冊以内	7日以内

別表3（第10条関係） 館外貸出禁止資料

一 貴重図書
二 参考図書
三 逐次刊行物
四 新聞
五 視聴覚資料
六 特殊資料
七 その他特に指定したもの
ただし，医学図書館にあつては，逐次刊行物を除く。